

公益社団法人日本金属学会 講演大会優秀ポスター賞規程

(規程の目的)

第1条 この法人の講演会・講習会事業である講演大会に付随する優秀ポスター賞受賞の業務を公正かつ適切に運用するため、理事会の決議により、この規程を定める。

(賞の名称)

第2条 この賞の名称は、日本金属学会講演大会優秀ポスター賞とする。

(事業の目的)

第3条 この賞の事業は、講演大会を活性化するため、および材料分野の若手研究者の発表を奨励するため、講演大会においてポスターセッションを設け、優れたポスター発表を行った優秀な者に対して授賞することを目的とする。

(費用と収益)

第4条 この賞の費用は、本会の講演会・講習会事業収益で賄う。

2前項で費用を賄えない場合は、本会の公益目的事業共通収益で賄う。3

前2項で賄えない場合は、この賞の事業を縮小する。

(会計)

第5条 この賞の事業に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。

2前項の予算及び決算は、本会の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

(事業の運営組織)

第6条 この賞の事業の運営は、講演大会委員会において運営する。2

事業内容は、理事会で決議を要する。

(事業の内容)

第7条 この賞に関する事業の内容は次のものとする。

- (1) 選考
- (2) 授賞
- (3) 結果の公表

(候補者)

第8条 この賞の候補者は、講演大会における全てのポスターセッション発表者とする。

(選考)

第9条 この賞の選考は、分科会委員会で公正かつ適切に選出された専門分野の選考委員が行なう。

2 選考の基準は、優秀ポスター賞規則に定める。

3 選考委員は、授賞候補者を選考し、理事会に答申する。4
理事会で、授賞者を決定する。

(授賞)

- 第10条 この賞の授賞は、受賞者の所属組織に委託する。
- 2 授賞は賞状とする。
 - 3 授賞内容を変更する場合は、理事会の決議を要する。
 - 4 適当な候補者がいない場合は、その年度は授賞しない。

(結果の公表)

- 第11条 この賞の授賞の結果は、この法人の会報及びホームページに掲載する。
- 2 掲載事項は、受賞者名、所属、ポスター題目とする。

(授賞の取り消し)

第12条 授賞後に授賞対象の業績に、公益社団法人日本金属学会事業に係るミスコンダクト対応規程に定められるミスコンダクトの認定が行われた場合には、理事会は遡って授賞を取り消すことができる。

2 授賞の取り消しを行った場合には、表彰状と副賞の返納を命じることができる。

3 授賞の取り消しを行った場合には、本会機関紙上に告示しなければならない。

(事業の終了)

- 第13条 この事業を財政的に継続する目処が立たなくなった場合又は事業を継続する意義がなくなった場合は、理事会の決議により、この事業を終了することができる。

(委員会の関与)

- 第14条 この規程に疑義が生じた場合は、講演大会委員会で協議する。

(規程の改廃)

- 第15条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

- 第16条 この規程の運用に必要な事項は分科会委員会の決議により、講演大会優秀ポスター賞規則に定める。

附則

1. 平成 年 月 日 制定、施行
2. 平成 22 年 3 月 19 日 全面改訂(第 860 回理事会決議) 本会賞規程雛形に準拠他
3. 平成 22 年 8 月 10 日 一部改訂(第 864 回理事会決議) 委員会の関与を追記
4. 平成 23 年 2 月 1 日 一部改訂(第 867 回理事会決議) 委員会の関与の条文の改訂
5. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂(第 884 回理事会決議) 法人名称変更他
6. 2020年2月5日 一部改訂(第933回理事会決議) 授賞の取り消し条文追加